

■相談と問い合わせ

東久留米市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業担当

でんわ 042(479)6294

ファックス 042(476)4545

〒203-0033 滝山4-3-14 わくわく健康プラザ2階
Email: kenri@higashikurume-shakyo.or.jp



①東久留米駅西口から「滝山営業所」または「久留米西団地」行きバスに乗り、「団地センター」で下車徒歩約5分
②東久留米駅西口から錦城高校前経由「武蔵小金井」行きバスに乗り、「ガスミュージアム入口」で下車徒歩約5分

地域福祉権利擁護事業の利用が難しくなった時には、成年後見制度を利用するためのお手伝いもします。



成年後見制度推進機関
☎042(479)0294



成年後見制度は認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない場合に、本人を法律的に保護し、支えるためのしくみです。東久留米市社会福祉協議会は、成年後見制度を利用するためのご相談にも応じています。

ちい き ふくし けんり ようご じぎょう
地域福祉権利擁護事業



地域で安心して暮らすために

こんなことで困っていませんか?

- 福祉サービスを利用したいけれど、どうすればいいの?
- 最近、よく通帳のしまい場所を忘れてしまう。
- 家賃や電気・ガス代を忘れずに払いたい。
- 役所の手続きがよくわからない。
- 大切な書類をなくさないか心配。



社会福祉法人
東久留米市社会福祉協議会



わたしたちが次のようなサービスでみなさんのお手伝いをします

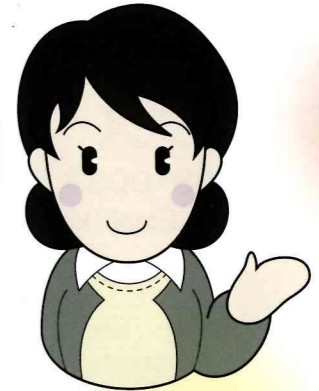


福祉サービスの利用援助

日常的金銭管理サービス

書類等預かりサービス

- ▶ 福祉サービス利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。
- ▶ 日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。
- ▶ 日頃使わない大切な書類をお預かりします。



Q 利用するには、どうしたらいいですか？

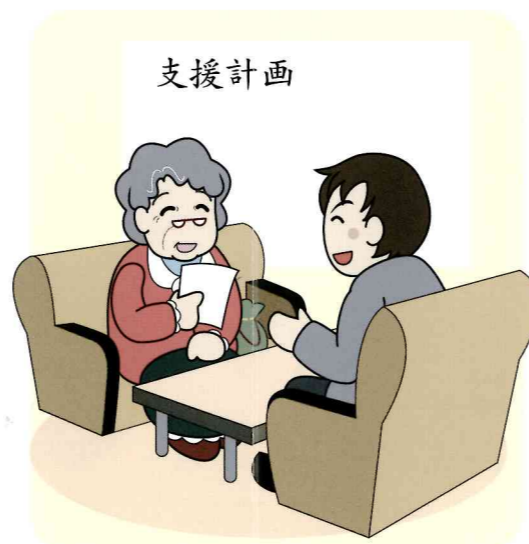
1 相談

2 訪問調査

3 支援計画作成

4 契約

5 サービス開始



A まずは電話でご連絡下さい。

専門員がお伺いします。
ご本人の状況や利用意思、契約能力について確認をします。

お困りのことを一緒に考え
支援計画を作ります。

利用契約を結びます。

契約後は生活支援員が
サービスを提供いたします。

Q 利用料は、いくらかかりますか？

A 契約を締結するまでの相談や、支援計画の作成などは無料です。
契約締結後の支援から有料になります。

■ 援助の内容		■ 利用料
①福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,500円 1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
②日常的金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	1回1時間まで3,000円 1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
	通帳等をお預かりする場合	1回1時間まで3,000円 1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。
③書類等預かりサービス		1ヵ月1,000円

☆上記利用料のほか、実費分（利用者宅から金融機関や行政窓口等に出向いた時の交通費など）は負担していただきます。

